

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	26	府 省 庁 名	農林水産省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長（②食品企業者関係）			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。</li> <li>・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。</li> </ul>			
関係条文	租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号			
減収見込額	[初年度]	－（ ▲540 ）	[平年度]	－（ ▲540 ）
	[改正増減収額]	－		（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等（食品企業者を含む。以下「中小商業・サービス業等」という。）について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 地域密着型の内需産業であり、地域経済と雇用を支える商業・サービス業は、デフレの進行や消費マインドの低下、大規模店との価格競争といった厳しい経営環境に置かれており、売上高営業利益率等の基礎体力も弱い業種である。</p> <p>そのような状況の中で、令和元年10月に消費税率が引上げられ、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、中小商業・サービス業等の足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、収益・雇用は縮小し、地域経済・雇用に大きな影響を与える可能性があることから、設備投資を後押しし、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化を目指す。</p>			
本要望に対応する縮減案	－			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 1 食料の安定供給の確保 <<政策分野>> ①新たな価値の創出による需要の開拓
	政策の達成目標	中小商業・サービス業等における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<p>中小商業・サービス業等の売上高DIは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、リーマン・ショック時を下回る過去最低水準となっている。本税制は売上額を下支えしており、先行きも不安定な中で、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業者の売上高DIの推移</b></p> <p>資料：中小機構「中小企業景況調査」          (注)売上高DIは、前期に比べて、売上高が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合を引いたもの。</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用事業者数)</p> <p>令和3年度 4,960 令和4年度 4,970 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>																					
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付き POS レジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られる。</p>																					
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																					
	要望の措置の妥当性	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることを要件としており、対象設備は建物附属設備と器具備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>																					
税負担軽減措置等の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成28年度：4,500件 平成29年度：5,136件 平成30年度：5,337件</p> <p>【減収額】</p> <p>平成28年度：21億円 平成29年度：32億円 平成30年度：32億円</p>																						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>【平成30年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約0.6億円</td> <td>税額控除</td> <td>約0.6億円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約4.7億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約1.7億円</td> <td>税額控除</td> <td>約1.8億円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約2.0億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>			(道府県民税)	特別償却	約0.6億円	税額控除	約0.6億円	(事業税)	特別償却	約4.7億円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約1.7億円	税額控除	約1.8億円	(地方法人特別税)	特別償却	約2.0億円	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約0.6億円	税額控除	約0.6億円																			
(事業税)	特別償却	約4.7億円	税額控除	—																			
(市町村民税)	特別償却	約1.7億円	税額控除	約1.8億円																			
(地方法人特別税)	特別償却	約2.0億円	税額控除	—																			

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付き POS レジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等「画像識別機能付き POS レジ」を導入し、レジ精算の効率化、接客サービスの向上（飲食サービス業）、「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上（介護業）等の活用実績が見られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 2 年間の延長 （平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 適用要件に所要の見直しを行った上で、2 年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）</p>